

# 国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画（概要版）



## 1. 計画の目的

百舌鳥古墳群はわが国の古墳時代を代表する貴重な文化財であり、古墳時代を解明するうえでも重要な遺跡です。古墳群の造営は、4世紀後半に始まり6世紀前半ごろまで続き、その間に100基を超える古墳が築かれました。大型古墳をはじめとする大半の古墳は5世紀を中心に築造され、出土品には大量の鉄製品や、希少な金銅製品、ガラス製品などがあります。このように、百舌鳥古墳群は古墳の規模だけでなく、副葬品の内容においても他を凌駕しており、近接する古市古墳群とともに、古墳文化という他に類を見ない文化がかつて日本に存在したことを物語る物証が、1500年以上の時を経て現在に伝えられてきたことに大きな価値があります。

本市では、古墳群として一体的に保存管理を行うために、史跡指定の取り組みをすすめ、平成25年度に、史跡百舌鳥古墳群として告示を受けました。

本計画は、史跡百舌鳥古墳群を文化財保護法に基づき、将来にわたり適切に保存管理し、次世代へと確実に伝達していくための基本方針の策定などを目的としたものです。具体的には、百舌鳥古墳群を取巻く自然・歴史や現状を踏まえて、各史跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素を明確にし、それらを適切に保存管理するための方針や方法、現状変更などの取扱基準について定めます。更に、各史跡を中心としたより良い環境の保全を視野に入れ、整備活用の基本的な方針や、百舌鳥古墳群を意識した周辺地域も含めた景観形成の基本方針もあわせて検討します。また、保存管理と整備活用を一体として確実に進めていくための運営方法や体制整備の方針についても定めます。

また、本計画で定めた史跡の保存管理の方針や方法は、世界文化遺産登録にあたっての構成資産の保存管理の考え方と合致するものです。

## 2. 史跡の概要と計画対象範囲

百舌鳥古墳群はわが国最大の古墳である仁徳天皇陵古墳（大山古墳）、第3位の履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）などの巨大古墳を中心に中小の古墳まで、各種の墳形、さまざまな規模の古墳で構成され、その範囲は堺市内の東西・南北約4kmに及びます。巨大前方後円墳の周囲には、同古墳に付随する古墳や独立する中小の古墳が築かれ、さらに、古墳の集中した地域から少し距離をおいて、6世紀代の築造と想定される地域の首長墓も所在します。これらの古墳を含めて、百舌鳥古墳群として扱っています。

本計画の対象範囲は、史跡である、いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、銭塚古墳、旗塚古墳の9基の前方後円墳、塚廻古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、グワシヨウ坊古墳、七観音古墳の6基の円墳、善右エ門山古墳、寺山南山古墳の2基の方墳の合計17基の史跡指定地及び周辺地域とします。



1 いたすけ古墳	2 長塚古墳	3 収塚古墳	4 塚廻古墳	5 文珠塚古墳	6 丸保山古墳
7 乳岡古墳	8 御廟表塚古墳	9 ドンチャ山古墳	10 正楽寺山古墳	11 鏡塚古墳	12 善右エ門山古墳
13 銭塚古墳	14 グワシヨウ坊古墳	15 旗塚古墳	16 寺山南山古墳	17 七観音古墳	

国指定史跡百舌鳥古墳群の保存管理計画対象古墳

### 3. 保存管理の基本方針

#### 保存管理の目標

史跡百舌鳥古墳群は、遺跡としての性質上、掘削などにより現状が変えられてしまうと、元に戻すことができないことから、史跡の本質的価値を損なうことのないよう確実に保存することが必要です。

また、史跡百舌鳥古墳群の古墳は点在しており、個々の古墳の情報を伝達するだけでなく、古墳相互の関連性、群の一体性、周辺の集落や生産遺跡の情報が十分に理解できるような情報伝達や景観的配慮も必要です。

したがって、史跡百舌鳥古墳群の指定地の適切な保存管理を実施することはいうに及ばず、5世紀を中心とする古墳時代中期における国内最大規模の古墳群であるという歴史環境の保全や、各種の保存整備活用に取組むことにより、史跡の価値を保存継承します。更に地域の貴重な自然環境としての保全も図ることを目標とします。

#### 保存管理の基本方針

保存管理の目標に基づき、史跡を構成する古墳としての諸要素を明確にします。さらに、史跡の状況に応じて地区区分を設定し、地区ごとに適した保存管理の方針と方法を示します。また、史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに、各古墳の史跡の現状変更の取扱いを定めるとともに、所有者の意向を尊重しつつ公有化、追加指定に取組み、史跡の周辺環境の保全につとめます。

古墳の植生については、古墳が現在までに伝え守られてきた状況を示す重要な要素であり、一方で墳丘を損壊する原因となっています。そのため、植生調査を実施したうえで、剪定、伐採、除去すべきものを適切に判断し、保存管理を行います。

濠については、水と緑が一体となった景観を保つため、水際で墳丘の浸食を受けている古墳については、景観に配慮しつつ護岸の設置もしくは水位の管理による保存管理の方法を検討します。



いたすけ古墳  
(墳丘上の樹木と浸食された墳丘裾)



丸保山古墳  
(滞水により生じた浸食された墳丘)



鏡塚古墳  
(墳丘上の高木)



ドンチャ山古墳  
(園路と墳丘)



グワショウ坊古墳  
(間知石で整備された護岸)



七観音古墳 (後方に見える履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳))

#### 史跡の現状

## 4. 史跡を構成する諸要素

史跡の保存とは、史跡の個別の本質的価値を次世代へと確実に伝達することであり、史跡を構成する諸要素を適切に定義し、それらを確実に把握することが重要です。

史跡百舌鳥古墳群に関する諸要素は、次のとおりに分類されます。

史跡の構成要素は、史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素と、それ以外の諸要素に分けられます。後者は、史跡に密接に関わる諸要素と、将来的に除却や移転を検討する諸要素に細分されます。この他に、史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素と、史跡の価値に関連する諸要素があります。

### ① 史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素

古墳を構成している墳丘や周濠など、地下に埋蔵された埋葬施設である石棺などの遺構や副葬品などがあり、史跡の指定理由・指定要件に示された特性や価値を有する要素で、改変することなく確実に保存するものです。

### ② 史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素

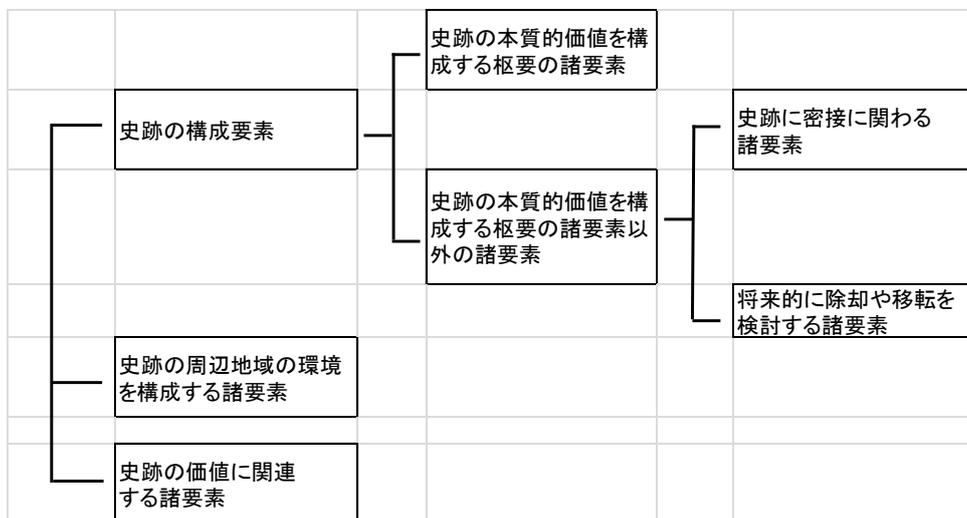
時間の経過の中で、史跡指定地内に自然的、人為的に付加された諸要素です。この諸要素は、水濠の保持に関わる施設、墳丘の景観を構成する要素である墳丘上の樹木類、遺構の保存や公開活用を目的として設置された説明板などの「史跡に密接に関わる諸要素」と、史跡と関わりのない工作物や、遺構に悪影響を及ぼしている傾斜木などの、「将来的に除却や移転を検討する諸要素」に分かれます。

### ③ 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素

史跡指定地の周辺において史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素です。公園など史跡の活用を図る上で有効な施設や、史跡の立地や成立の基盤となっている地形や自然環境、周辺に所在する古墳などの関連遺跡があります。

### ④ 史跡の価値に関連する諸要素

古墳から出土した副葬品や埴輪などの遺物で、現在は史跡から移動して収蔵施設などで保存や展示が行われていますが、本来は本質的価値を構成する枢要の諸要素を構成するものであり、史跡と切り離すことのできない諸要素です。これらは、古墳の年代を決定する手がかりであるだけでなく、副葬品の内容から、百舌鳥古墳群のなかの位置づけを示すことのできる貴重な資料です。



史跡を構成する諸要素

## 5. 史跡の地区区分

文化財を適切に保存及び活用するためには、住民生活も尊重しなくてはなりません。したがって史跡の現状に変更が生じる場合には、文化財の保存と住民生活との調整を図りつつ、適切に行う必要があります。一方、史跡の保護については、個々の史跡において状況が異なるため、統一的に管理することは難しく、古墳ごとに条件に対応する必要があります。このため、史跡ごとに地区区分を設定し、地区に応じた保存管理を実施します。

史跡指定地は、第1種地区と第2種地区に区分し、地区ごとに保存管理の方法及び現状変更の取扱基準を定め、住民生活との調整を図りつつ保護を行います。

①**第1種地区** 史跡の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない指導をする地区で、墳丘と周濠や周堤の史跡指定範囲の公有地部分をいいます。

②**第2種地区** 史跡指定地内の遺構の保存を前提とし、現状の利用状況に配慮する地区で、墳丘と周濠や周堤の史跡指定範囲の主として私有地部分をいいます。なお、将来的に所有者の同意を得て、公有化した際には第1種地区として取扱います。

また、史跡指定範囲の外側に当該古墳の墳丘や周濠などが広がる場合には、本来史跡と一体的な管理が必要であるため、第3種地区を設定します。

③**第3種地区** 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）として本質的価値の状況把握に努める地区で、その結果をもって将来的に指定拡大などの措置により保存を検討する地区をいいます。今後、遺構の分布や保存状況などが判明した場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地とともに第3種地区の範囲拡大を図ります。

また、史跡範囲に接する、公園や公園用地などの公有地については、古墳と連続した緑地や園地などの整備や活用を図るため、関係部局と連携、協議を行い、古墳の景観に配慮した保存活用に努めます。

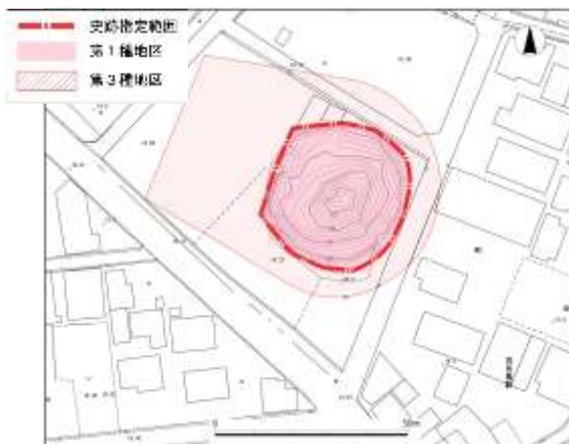
### 地区区分図



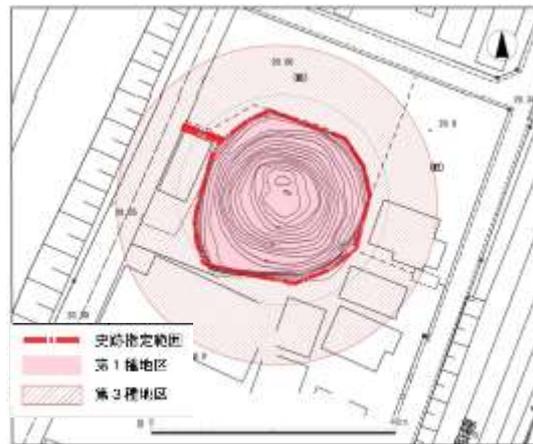
いたすけ古墳



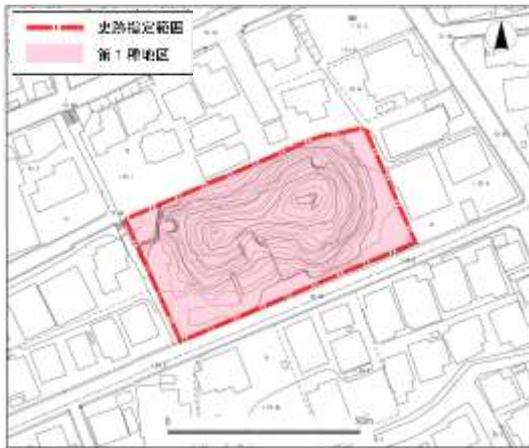
長塚古墳



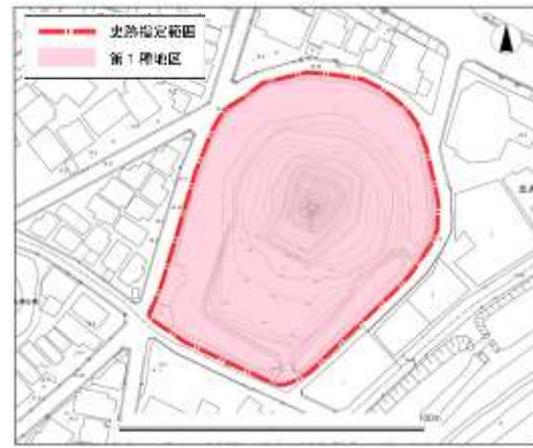
収塚古墳



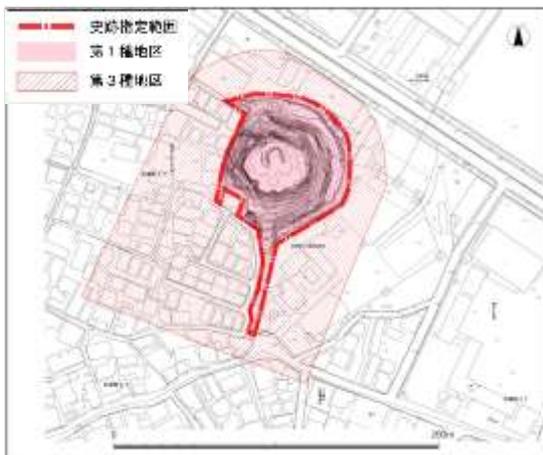
塚廻古墳



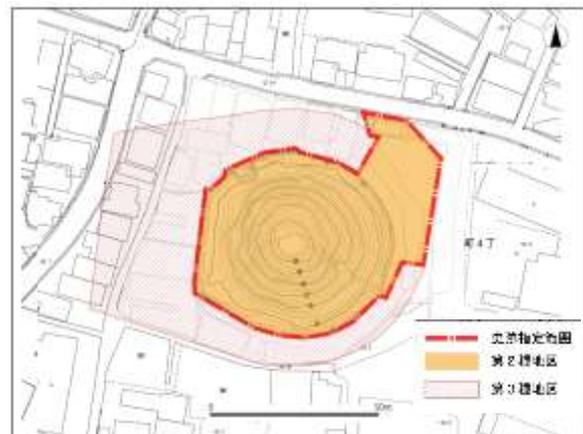
文珠塚古墳



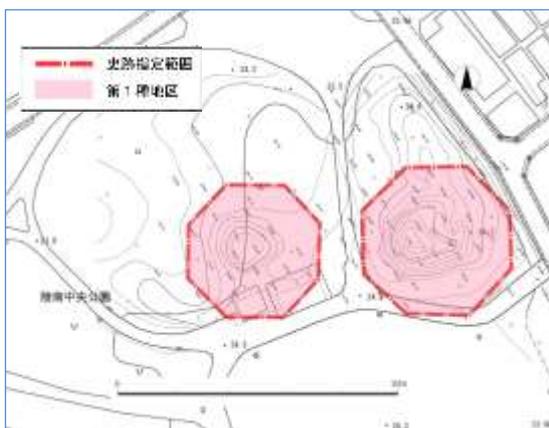
丸保山古墳



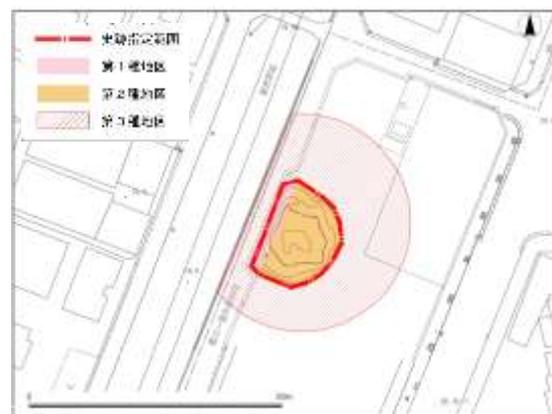
乳岡古墳



御廟表塚古墳



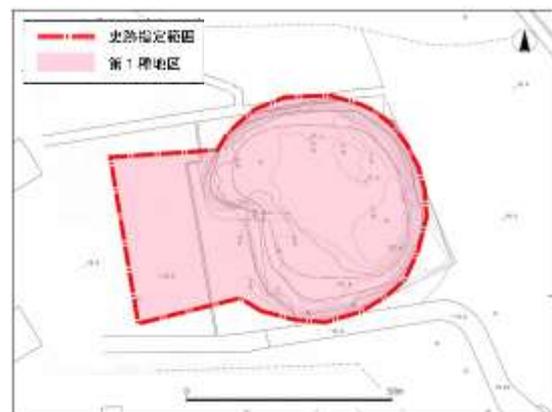
正楽寺山古墳(左)とドンチャ山古墳(右)



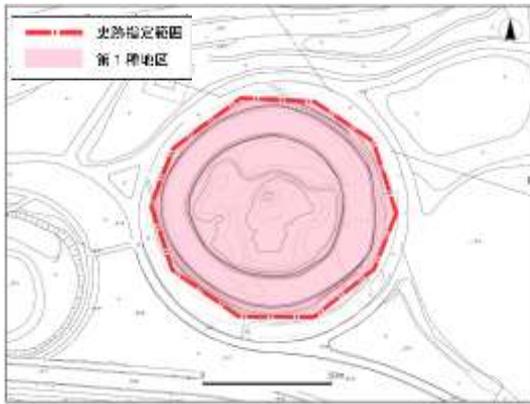
鏡塚古墳



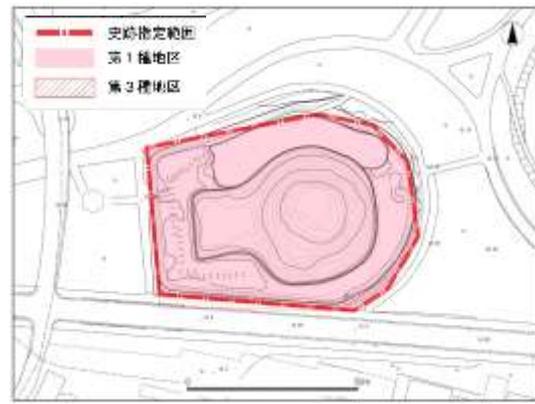
善右エ門山古墳



銭塚古墳



グワショウ坊古墳



旗塚古墳



寺山南山古墳



七観音古墳

## 6. 現状変更の取扱基準

史跡は、その価値を損なうことなく保存し管理する必要があるため、史跡指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官などの許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となります。現状変更申請が必要な行為は、工事など次の事項が該当します。

- ・建築物その他の工作物（以下「建築物等」という）の新築、増築、改築、移転又は除去
- ・建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- ・宅地の造成その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・土石の類の採取
- ・上記のほか、史跡の現状を変更する行為で、条例で定めるもの

これらの現状変更は、史跡の価値を充分踏まえたうえで検討し、実施しなければなりません。事業主体者は、文化庁、大阪府教育委員会、本市教育委員会と協議を行ったうえで、許可を受けなければなりません。なお、清掃や保守点検、植生の日常的な手入れなど、史跡指定地で行う日常的な維持管理については、現状変更には該当しません。

史跡地内には、古墳に関わる遺構の他、公園や学校などの市民の生活に関わる施設、防災、土地・施設の管理上必要な工作物、埋設物、史跡地の利活用にも有効な公園、園路などの便益施設があります。これらの機能の維持にも配慮し、遺構の破壊や景観の影響がないよう、文化財としての価値の保存を前提に現状変更を取扱います。

## 7. 周辺環境の一体的保全

史跡の周辺環境においては、百舌鳥古墳群の景観を意識しつつ一体的な保全につとめます。史跡百舌鳥古墳群の主要な部分は、都市公園として整備された大仙公園に分布しているものの、建築物が多い市街地の中に点在する古墳もあります。本計画に基づき取組を進める周辺環境の範囲は、史跡に隣接しその古墳の保存管理上必要な範囲であり、大仙公園などの広域な公有地内にある古墳については隣接する古墳を見通すことができる範囲を対象とします。

史跡の保全は文化財保護法に基づいて行われますが、史跡以外の一体的な保全を図る方法については、都市計画法、景観法、都市公園法といった様々な個別法令などに基づく規制によって対応するため、関係部局との連携は欠かせません。さらに、世界文化遺産登録に向けた資産の緩衝地帯（バッファゾーン）の考え方や、景観条例などに基づき、一体的な保全を図ります。

## 8. 整備と公開・活用

史跡を構成する墳丘、周濠などの明示など、整備を実施し公開します。さらに、古墳群としての一体性が理解できるよう、地形や環境が連続的に眺望できる環境整備の実施をめざします。なお、史跡整備は、史跡の価値が正しく理解されるよう、発掘調査などの学術的調査を踏まえて行います。

墳丘は、現況の形状や植生の状況をふまえて整備を行います。築造当初の姿は、復元のほかに、説明板や模型の設置など、必要に応じて方法を検討します。古墳への立入りを可能とするため、周囲の住宅に配慮した史跡の公開範囲を設定し、動線や説明施設の整備を進め、来訪者を安全かつ適切に誘導します。

整備後の公開や活用については、史跡を取巻く自然環境や、周辺に分布する歴史・文化資源と連携し、市民に親しまれる多面的活用を推進するとともに、市内外の小中学校などの学習など学校教育及び生涯学習に資する場として提供します。

整備は公有化状況や調査の進捗状況、更に緊急性や保存のために必要な条件が整っているなどの各古墳の状況に応じて、段階的に進めます。本格的な整備にむけて、諸問題を解決する取組を進めると同時に、既に公有化された土地において、暫定的な整備・公開・活用を行います。

## 9. 運営方法と体制整備の方針

史跡指定地の適切な保存管理は、本市並びに所有者によりそれぞれ適切な保存管理を行うことを基本とします。将来的には、本市を中心とした維持管理や公開活用事業の充実を図るため、多様な形で史跡の保存活用の活動が広がるよう体制整備に取り組むものとします。

史跡の保存管理は、文化財保護法及び本計画に基づき、文化庁並びに大阪府教育委員会の指導のもと、本市と所有者などにより十分な意思の疎通を図りながら行います。

また、史跡を将来にわたり良好な状態で保存するには、市民の史跡に対する理解や、現在まで守り伝えてきたという誇りが大切であり、市民や地域団体と連携した史跡を活用するネットワークの構築が必要です。今後も、講演会や展示など、百舌鳥古墳群の価値を市民と共有する活動を継続し、史跡の価値を啓発するとともに、関係部局と連携し市民とともに史跡の適切な保存管理を進めていく取組を推進します。

作成：堺市 文化観光局 文化部 文化財課

堺市堺区南瓦町 3-1 TEL072 - 228 - 7198